

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②施設・事業所情報

名称：松山市立松山保育園	種別：保育所
代表者氏名：馬喰田 美樹	定員（利用人数）： 150名（82名）
所在地：松山市中村3丁目5-29	
TEL：089-931-1468	ホームページ：有
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和24年6月25日	
経営法人・設置主体（法人名等）：松山市	
職員数	常勤職員： 16名 非常勤職員 12名
専門職員	（専門職の名称） 名
	保育士 22名
施設・設備 の概要	（居室数）
	（設備等）
	保育室7、調理室、事務室、センタールーム、保材室等
	鉄筋コンクリート2階建

③理念・基本方針

子どもたち一人一人が、現在(いま)をよりよく生き、未来(みらい)をつくり出す生きる力の基礎を、家庭と共に培っていく。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・一人ひとりに寄り添った保育
- ・関係機関と連携した家庭支援

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年4月28日（契約日） ～ 令和4年5月20日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成24年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 公表すべき文書やマニュアル等の書類が整備されている。
園独自の事業計画・中長期計画が策定されている。各種の資料は、まず公立保育所で共通の資料が整備され、それに基づき各園の特性を踏まえた内容にして仕上げられている。保健や防犯・防災など保育以外の専門領域に関するマニュアルは、市役所の主管課をはじめ関係部署によって作成され、かつ保育所に必要な内容に落とし込まれ、適宜見直し改善が図られている。
2. 園長のリーダーシップのもと、市役所との連携、職員間の連携が図られている。
日頃から、職員間で話し合い、何気ない支援的な声掛けの積み重ねで、モチベーションが維持、向上されている。また、主管課をはじめ市役所との連携も密に行われ、効果的な保育の提供につながっている。
3. 日々の気付きを真摯に受け止め、改善すべきは改善・実行している。
公立保育所全体として、書類等は作成して完了ではなく、質の高い保育の実践を目指して、常に見直し改善を図る体制が作られている。日々の保育士の実践に基づく意見が園長のもとに吸い上げられ反映されており、職員も意見が反映されていることを実感し、モチベーション向上にもつながっている。

◇改善を求められる点

1. 子育て家庭を支援する力の向上が求められる。
地域の特徴として、子育て家庭が減少し孤立化していることや、保護者が育児休業明けに復職する際に子どもを預けられるか不安を抱えていること等、地域の福祉ニーズを把握しているものの、さらなる支援が必要と感じている。それらのニーズに対応すべく、当該園および当該園実施の地域子育て支援センターの機能を発揮し対応策を講じることが期待される。
2. 地域との連携強化
現在は新型コロナウイルスが流行していることから地域との連携が図られにくい状況ではあるが、災害は突然に起こるものでありどんな時にも地域との連携は心強いものである。どんな状況でも地域との連携が図られ園児の命を守り、安心安全な保育が展開されるように更なる連携強化に向けた取り組みが期待される。

(保育所版)

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の受審に向けて評価基準を理解し職員で話し合いながら保育の振り返りやマニュアルの見直しを行う中で、園の課題に気づき、自らの保育を客観的に見つめ、共通認識を深めることができたことは大きな成果となりました。今後は結果を踏まえ評価していただいた事は継続や改善し、課題については全職員で解決に取り組みレベルアップに繋げていきたいと思えます。

コロナ禍であるからこそ、地域の子育て家庭の孤立化や不安に対する支援を早急に進め、また、まちづくり協議会等これまで繋がりのなかった機関との連携を模索する等して地域の子どもを取り巻く環境の改善に努めていきます。そして子ども一人ひとりに寄り添う保育、家庭支援を通して地域や保護者に信頼される園を目指していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針は、職員室、各保育室に掲示し、入園のしおり、見学の資料に明文化されている。しかし、その文言は、子どもの育ちを見返せるものになっているか、また保護者に伝わっているか、園として不安を感じている。</p> <p>今後は、理念、基本方針がより伝わるように表現の工夫をすることが期待される。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>国の子ども・子育て関連3法および、松山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、当該園周辺地域の保育ニーズを把握・分析し、運営に活かされている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>公立施設として、市役所の主管課と連携し課題に対応している。当該園では、特に、配慮が必要な家庭への子育て支援を重要なテーマとして取組んでいる。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㊦・c

<p><コメント></p> <p>当該園独自の中長期の事業計画が作成されている。しかし、数値目標や具体的な成果等を設定するには至っていない。また、中・長期の収支計画は、行政計画に基づくものであり、園独自の計画を示すに至っていない。</p> <p>今後は、園独自の中・長期事業計画に対し実施状況の評価が行えるものにし、更に収支計画が連動したものとなるよう、策定することが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえた単年度計画が策定されている。しかし、数値目標や具体的な成果等を設定することなど、実施状況の評価が行えるものになっていない。</p> <p>実施状況の評価することの必要性を感じており、今一度計画を確認のうえ、数値化できるものなど、設定しておくことが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の策定と実施状況の把握、評価・見直しは、チーム会および職員会だけでなく、あらゆる場面で話し合い共有するようにされている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の主な内容は、年度当初の年間行事計画の配布や園便りや掲示などで周知している。保護者会や手紙の活用、選択肢を用意して保護者が参加しやすい工夫をし、意見を聞き事業計画に反映している。また、行事後にアンケートを実施し、結果を保護者に知らせるとともに、次年度の事業計画に活かしている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に向けた取組は、自己評価やチーム会で個人、クラス、園全体で定期的に行っている。特に、今回の第三者評価受審に際し、全職員で園での保育について話し合い、必要書類等を見直し整備した。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑥・c

(保育所版)

<p><コメント></p> <p>常に職員間で話し合い、課題に対し改善を図っている。</p> <p>しかし、評価結果を分析・課題の改善策が文書化されていないため、それらを明示することが望まれる。</p>

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>公立施設の施設長として、役割と責任は役所において明確に示されている。また、有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>コンプライアンス条例や倫理規則、服務規則等、公務員として遵守すべき内容について職員に指導・監督している。特に、個人情報保護に関しては、研修を受講し職員に周知を図っている。また、年度初めに、保護者に個人情報に関する同意書を記入してもらうなど、情報の適切な取扱いに常に心掛けている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を念頭に、職員が身に着けるべきスキルを園内研修等で学べるように計画している。研修計画は明示されているものの、保育の質に関する課題改善のための具体的な取組の明示はされていない。</p> <p>今後は、保育の質に関する課題改善のための取組みを明文化しておくことが望まれる。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価制度や年2回の面談、メンタルヘルスチェックを行い、職員一人ひとりや職場全体の状況を把握している。それらを踏まえて働きやすい環境作りに取組んでいる。特に、情報通信技術（ICT）を活用して総務管理や保育管理を行い業務の効率化を進めている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>役所の人事課、保健福祉政策課および保育・幼稚園課において計画が作成され、保育士確保や定着のための研修を継続的に行っている。また、保育士が保育に専念できるよう、保育以外の業務を担える人材の雇用を進めている。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>松山市として、期待する職員像等が明確にされ、評価制度、昇進・昇給の制度が設けられている。市役所の課長ヒアリングや園長の面談で職員の意向を聞き、業務に活かす取組がされている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>計画年休の取得や時間外勤務の状況を把握し、職員個々のワークライフバランスに配慮して働き方の柔軟な対応を推進している。しかし、それでも業務量が多いため、更なる業務改善に努める方針である。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>年に2回、職員はヒアリング調書に目標・手段・成果を記入し、それを基に園長と面談を行っている。園長は、面談以外の場面でも、適宜声掛けをしており、各職員も調書に記入したことを意識しながら取り組んでいる。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>松山市職員としての基本方針のもと、職階別、選択制研修、保育士としての専門性を高める研修等が用意されている。受講後は、報告・還元研修を実施し、各職員が保育に生かすようにしている。</p>		

(保育所版)

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>個々の知識や習熟度、経験年数等によって案内する研修を吟味したり、できるだけ職員の参加したい研修を計画に入れたりしている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>受入マニュアルを作成し、学校と連携して実習目的をプログラムに生かしている。評価の際は、担当保育士、園長、チーフが協議して多面的に行うようにしている。学生の思いや気づきを受容して関わるよう心掛けている。</p> <p>指導者の研修は現在行っていないが、多様な意識や心構えの学生を受け入れる上では、指導者の研修の必要性を感じており、今後その実施が望まれる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>公立施設として、市のホームページや広報を通じて、事業や財務に関する情報を公開している。地域に向けては、園庭解放をしたり、併設の地域子育て支援センター活動の情報を発信したりしている。苦情・相談の改善・対応については公表していないが、職員の人事異動があっても引継ぎ継続的に見守る体制をとっている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>公立施設として外部の専門家による監査支援等を行っていない。しかし、市の監査役により適正運営の確認がされている。園自体で公金を扱うことはなく、現金受払簿により職員給食費や災害給付、タクシーチケットの管理が行われており、市役所主管課が年2回公金検査を実施している。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c

<p><コメント></p> <p>コロナ禍以降、活動は中断しているものの、それ以前は、高齢者施設や民生・児童委員との交流があり、地区の小学校行事には園長が来賓として参加していた。しかし、保育所や子どもへの理解を得るための積極的な交流とまでは言えない。</p> <p>地元商店街の見学などアイデアも浮かんでおり、更に検討して地域とのつながりを深める取り組みが期待される。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>地域の学校教育への協力は、小学生の町体験や中学生の2日間体験とできる限り交流を図っている。ボランティアはここ数年申し出がなく実績はないが、受け入れに関する基本姿勢は明文化している。</p> <p>今後は、申し込みがあった時にスムーズに対処できるよう、詳細なマニュアルを整備しておくことが期待される。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>各種会議に参加することをはじめ、市および県の関係機関と連携を図り、役割分担をして援助している実態がある。</p> <p>実態からすれば関係機関等との連携が適切に行われているが、今後は、地域の町内会と連携を図ったり、当該園周辺の社会資源を洗い出したり、より身近な地域とのつながりを強化することが期待される。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>a・㊦・c</p>
<p><コメント></p> <p>地域子育て支援センター事業で、未就園児を持つ保護者向けに育児講座や遊び場の提供を行っており、母親の育児相談が寄せられている。そのような中、育児休業中の母親に向けた支援を強化したいと考えている。より相談をしやすいアイテムとしてスマートフォンを利用するなどのアイデアもあり、実現可能性も検討して取り組みを進めることが期待される。</p> <p>しかし、センター事業以外の情報収集が難しい現状にあるため、地域とのつながり強化が期待される。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>㊦・b・c</p>

<p><コメント></p> <p>地域子育て支援センター事業を通じて、地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困の発見に寄与している。また、地区の公民館に出張してセンター事業を実施するなど、保育に関するノウハウや専門的な情報を、可能な限り多くの人に利用してもらえるよう工夫をしている。</p>
--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>人権擁護のためのセルフチェックリストを用いて自身の保育を振り返り、担任同士で話し合い、日々の保育に活かしている。子どもの尊重や人権の配慮に欠ける行為が無意識に生じた場合は、気付いたその場で伝えるなど、無意識の無配慮をなくすよう努めている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>これまでも子どものプライバシー保護に十分留意しながら保育に取り組んできたが、今回の当該評価受審に際して、改めて園内を点検、不十分と思うところに仕切りやカーテンを設置した。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>市の広報やホームページで情報提供をしており、見学希望者には資料を配布し口頭で説明をしている。それらの資料は、写真や説明コメントを添えるなど、入園後の利用についてイメージできるように、可能な限り分かりやすい情報提供を心掛けている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊤・b・c
<p><コメント></p> <p>入園のしおりに明記されており、年度初めや入園時に説明をしている。保護者からの申し出や必要に応じて、個別に支援、対応している。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊤・c

<p><コメント></p> <p>保育所等の変更が生じた場合は、関係機関と連携を取りつつ確実に担当者に引き継ぎを行っているが、引き継ぎ文書の様式が定められていないものもある。</p> <p>今後は、引き継ぎ文書の様式が定められていないものについての整備が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭の子育て方針や保育園への要望を書面に記入してもらったり、行事後にアンケートを実施したり、保護者の意向を保育に反映できるように園内で検討、配慮をしている。個別の面談も年2回行われ、直接満足の度合いを聴く機会もある。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制について、入園のしおりに明記されており、第三者委員の連絡先も示されている。また、園の入り口に、意見箱が設置されており匿名で投函することができる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>入園のしおりに複数の相談窓口が明記されている。相談受付担当はチーフとしているが、担任や園長など保護者が相談しやすい相手を選んで面談を行っている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>園全体として対応すべきことは園内で対応し、必要に応じて市役所主管課や関係機関と連携して迅速に対応している。また、保護者や子どもの様子や変化を汲み取り、園長やチーフに報告、相談、対応の検討等、職員が協力して迅速な対応を心掛けている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメント体制が構築されている。子どもの安心・安全のために人的・物的環境の見直しを常に行っている。防犯対策については、人員配置や防犯設備等、更に安心感を高める工夫が望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊦・b・c

<p><コメント></p> <p>市役所主管課や保健師による保健部会で、保健衛生マニュアル等が見直されるなど、専門的かつ保育現場に合わせたマニュアル等が作成されている。また、事故対応や感染症対応の訓練が行われている。保護者への通知は、スマートフォンアプリを活用するなど、スムーズに行われている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>公的施設として災害時の対応体制が決められ、保護者に対して文書を配布、通知方法の徹底を図るなど、災害時の避難行動に関する理解、周知に努めている。</p> <p>今後は、地域を視野に入れた関係構築を図り、防災に活かす働きかけが望まれる。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育について標準的な実施方法が文書化され、実施がされているかチーム会や職員会等を通じ随時確認している。複数担任での保育は、担任同士がその都度確認しあって共有している。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法について、職員会やチーム会、および気付いた時に随時見直している。記録はチーム会の際に残しており、次年度に繋げるための見直しを考えている。</p> <p>今後は、標準的な実施方法の検証・見直しの時期を定めておくことで、検証・見直しを確実なものにすることが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>チーフを責任者としてクラス担任がアセスメント、指導計画、個別計画の作成をする。新入園の際は、より細やかなアセスメントを行い、子どもや保護者の状況把握に努めている。必要に応じて、ケース会議や支援計画等の書面や口頭での情報も指導計画に反映している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>チーム会等で育ちや課題等を踏まえた保育について話し合い、指導計画・個別指導計画に反映している。保育の振り返り、実践者としての振り返りを欠かさない。また、記入様式については、市役所主管課はじめ公立保育所で話し合い改良されており、保育士自身が記入しやすくなったと実感している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
<p>44</p>	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>保育士が担当クラスだけでなく、園全体の子どもや保護者の対応ができるよう情報共有を図っている。タブレット上の保育管理システムを活用することで、情報共有、共通認識がより図りやすくなった。今後も情報通信技術（ICT）の有効活用が、保育の質向上の一助となることが期待される。</p>		
<p>45</p>	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録の管理について規定が定められ、管理されている。また、個人情報の扱いについて、入園のしおりに明記、保護者の意向を書面で提出してもらっている。家庭から提出された個人情報は、適正に扱い、使用後は返却もしくは廃棄している。</p>		

A-1 保育内容**A-1-(1) 全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㉠・b・c

所見欄

松山市立保育園統一の理念・保育の方針に基き、養護と教育が一体的に展開されるよう「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を念頭に、職員の話し合いにより全体的な計画が策定されている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉡・c

A ⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、 保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
--	-------

所見欄

重点目標に、子どものあるがままを受けとめ、子どもに寄り添った保育をすることが明記されている。0～1・2歳児は愛着形成を重視し担当制を取り入れ、乳幼児発達経過表を活用して一人ひとりの発達段階や月齢に応じた柔軟で丁寧な支援が行われている。

基本的な生活習慣の習得については、年齢や個々の能力に合わせた言葉での繰り返しの説明や絵を用いた支援、プライバシーへの配慮など、子どもが意欲的に取り組めるよう工夫した取り組みが行われている。

遊びについては、一人ひとりが自分のやりたいことを見つけ主体的に取り組むことが出来るよう、安全に配慮しながら子どもの手の届く所に色々な道具を用意し、十分な一人遊び、小グループでの遊び、更に発展的な遊びへとつながるなど子どもたちの意欲を引き出し、満足感や達成感が得られるよう支援されている。

障害のある子どもの支援については、発達支援担当者が配置されていて該当児の支援計画作成・記録、日常の保育支援、各種関係機関との連携、研修、保護者支援など多岐にわたり専門的な支援が行われている。

在園時間の長い子どもの保育については、現在延長保育該当児は2名でマットのある部屋でゆったりと過ごせるよう支援されている。また、突然の保護者の都合による場合は子どもに事情を説明し理解を得たうえで適切に支援されているが、今後は利用人数にかかわらず指導計画の中にしっかりと位置付けられることが期待される。

小学校との連携や就学に向けた取り組みでは、新型コロナウイルスによる影響でこれまで行われてきた取り組みが十分実施できないなど制限を受けながらも、特別支援該当児については個別に保護者が学校を訪問し直接相談することで、安心して就学に向けた取り組みが出来るようになるなど現状における子どもの最善の利益を追求し、積極的な支援が行われている。

一人ひとりの保育士の保育に対する意識が高く、穏やかながらも熱い思いをもって子ども達に関わっていることが保育の現場や子ども達の様子から感じる事が出来たことは高く評価できる。

A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A ⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
A ⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
A ⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c

(保育所版)

所見欄

毎月の身体測定と年に2回内科と歯科検診を実施して子ども達の成長の確認や健康状態の把握に努めている。健康管理に関する各種マニュアルを整備、年間保健計画を策定し、職員に周知している。現在は新型コロナウイルス対策の一環として、年間を通して毎日家庭で検温してきたことを検温表で確認している。

水遊び、プール遊びの前には3歳以上児を対象にプライベートゾーンの取り扱いについて伝えるなど性教育にも取り組み、更衣もプライバシーに配慮した支援が行われている。

アレルギー疾患等のある子どもへの支援については、誤食のないよう調理員と協力して徹底した支援が行われている。なお、アレルギー対応の献立表で保護者に事前に食材の確認をしてもらっている。現在エピペンの必要な子どもはいないが使い方については普段から訓練している。

A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A ⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ ⑮ ・c
A ⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	⑯ ・b・c

所見欄

年間食育計画、衛生管理マニュアルが整備されている。調理員さんが実際に子ども達と触れ合う機会も設けられている。現在は新型コロナウイルス対策のため、以前のようなスタイルでの食事が出来なくなり、パーティションで仕切ったり個別のテーブルで食べたりするなど楽しむという雰囲気になりづらくなっているが、低年齢児には刻み方を工夫したり3歳以上児には自分で食事の量が調節できるようにしたり食への意欲を引き出すように努めている。

A-2 子育て支援

A-2- (1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉑・b・c

所見欄

年に2回個別懇談を実施し、年1回の参観日は保護者が参加しやすいことと新型コロナウイルスへの対応から10日間を設定し、日常の保育を見てもらえるようにするなど工夫した取り組みとなっている。全園児送迎時には園での様子や家庭での様子の情報交換が行われ、特にお迎えの時には一人ひとりしっかりと時間を確保して家庭との連携に努めている。3歳未満児には、一人ひとり連絡ノートで毎日保護者との情報交換が行われ意思疎通に努めている。さらに、園だよりの発行やポートフォリオの掲示により日常の保育や行事の時の子ども達の様子の情報発信に努めている。

A-2- (2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉑・b・c

所見欄

年2回の個別懇談を設けている。更に日常から家庭との連携に努め困りごとがあったときに相談しやすい関係作りに努めている。相談体制としては、入園のしおりに相談窓口はチーフであることを明記し保護者に周知しているが、実際には保護者が相談しやすい人を選べるようにしていることから、担任→チーフ→園長となることが多く組織としての体制を整えている。

児童虐待対応マニュアルが整備され、必要に応じて関係機関とも連携しながら適切に支援されている。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A ㉔ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉔・c

所見欄

日々の保育に追われる中、自己チェックシートを活用して自分の保育を振り返り改善に努めている。月案・週案が丁寧に作成され、そこでも保育全体の視点からと保育士自身の視点から振り返りを行い次に生かされていることがうかがえた。

子ども達の最善の利益のためにどうすべきか悩んでいる姿も見られた。自信をもって子ども達に向き合うためにも今後さらなる研修の機会が得られることが期待される。